＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ５ 年　　第3回臨時会

上富良野町議会会議録

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ 日

上 富 良 野 町 議 会

目　　次

第１号（５月１日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○遅　参　議　員　……　1
○早　退　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開　会　宣　告　……　2
○開　議　宣　告　……　2
○議会運営等諸般の報告　……　2
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　2
○日程第　２　会期決定の件　……　2
○日程第　３　平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）　……　2
○日程第　４　財産譲与の件　……　7
○日程第　５　財産取得の件（戸籍総合システム）　……　7
○閉　会　宣　告　……　8

平成２５年第３回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
1	平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）	5月１日	原案可決
2	財産譲与の件	5月１日	原案可決
3	財産取得の件（戸籍総合システム）	5月１日	原案可決

平成２５年第３回臨時会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成２５年５月１日（水曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名の件

第　２　会期決定の件　　５月１日　　１日間

第　３　議案第１号　平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）

第　４　議案第２号　財産譲与の件

第　５　議案第３号　財産取得の件（戸籍総合システム）

○出席議員（１４名）

１番	佐川典子君	２番	小野　忠君
３番	村上和子君	４番	米沢義英君
５番	金子益三君	６番	徳武良弘君
７番	中村有秀君	８番	谷　忠君
９番	岩崎治男君	１０番	中澤良隆君
１１番	今村辰義君	１２番	岡本康裕君
１３番	長谷川徳行君	１４番	西村昭教君

○欠席議員（０名）

○遅参議員（０名）

○早退議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

副町長	田浦孝道君	会計管理者	菊池哲雄君
総務課長	田中利幸君	保健福祉課長	石田昭彦君
町民生活課長	北川和宏君		

○議会事務局出席職員

局長	藤田敏明君	次長	佐藤雅喜君
主事	新井沙季君		

午前９時００分　開会
（出席議員　１４名）

◎開会宣告

○議長（西村昭教君）　御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は１４名でございます。これより平成２５年第３回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長（西村昭教君）　直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君）　御報告申し上げます。

今臨時会は４月２６日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案３件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

２番　小　野　　忠　君
３番　村　上　和　子　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（西村昭教君）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決しました。

◎日程第３　議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第３　議案第１号平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただ今上程いただきました議案第１号平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）の提案要旨について御説明申し上げます。本件は社会福祉協議会が計画する小規模多機能型居宅介護事業所について、平成２５年４月１７日付けで北海道より３，４２０万円の補助内示があったことから、同額を社会福祉協議会に補助するとともに、同施設の建設に伴い町有地の地籍確定測量について所要の補正をお願いするものであります。以上申し上げました事を主な要素として、予備費から必要額を充用することで補正予算を調製したところであります。それでは、以下議案の説明につきましては議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますのでご了承願います。

議案第１号平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）。

平成２５年度上富良野町の一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，４２０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６３億９，５７６万４千円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１５款道支出金、３，４２０万円。

歳入合計は３，４２０万円であります。

２、歳出。

２款総務費、３１万５千円。

３款民生費、３，４２０万円。

１２款予備費、３１万５千円の減。

歳出合計は３，４２０万円であります。

以上、議案第１号平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）の説明といたします。ご審議いただき

まして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　小規模多機能居宅介護施設ですね。これまあ社協が建てるということで、道から３，０００万と４２０万、３，４２０万ですか、道から採択されて補正予算として上程されましたけれども。この４２０万についてはお泊まりの部屋１人に対して６０万で７人分で４２０万だということを聞いております。それでこれ道からの採択として補助でありますからよろしいんですけれども。あそこは地盤がですね申請の段階では分からなかったんですけれども、調査したところ大変地盤が悪くて、それで１００本ぐらい杭を打たないと建てることができないと。そういったことで杭を打ちますのに３２０万ぐらい費用がかかると。で、スプリンクラー１７０万と。スプリンクラーは設備の基準と町のこれはまた別かと思いますけれども。富町公住でも当初の予算よりは地盤が悪いということで１，０００万ぐらい計上したんですけれども。そういったことで、これはこれで道から３，４２０万採択されたからよろしいんですけれども。この地盤については町で貸与して社協が建てるわけですので、その地盤に係る費用というのは調査の結果分かったことだということですので、この費用については何らかの形で町としてみる考えはないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　保健福祉課長答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君）　３番村上議員の御質問にお答えいたします。施設のハード部分の整備につきましては、国・道等の助成制度がございますので、そちらを活用してハードの整備をしていただくということでありまして、実際に整備が順調に、設計の段階でいろいろと地盤の問題ですとか、それから躯体の問題等いろいろなものが整備の段階ではその都度その都度出てくる可能性があると思いますけれども、それにつきましては事業主体の責任のもとにやっていただくということになろうかと思っておりますので、町については基本的には国・道等の助成制度がある部分につきましては、町として助成する考えは今現在持ち合わせておりません。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　そうしますと社教については今後赤字何かが出た場合にも、町としては一切補てんしないと。そういう事の契約を交わして建てるかと思うんですけれども。申請の段階では分からなかったわけで。その地盤が杭を１００本ぐらい打ちこまなかったら建てることができないということであれば、町として町の土地でございますし、立ち上がるまでのかかる費用というのは町でやっぱり私は面倒見るべきでないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　副町長答弁。

○副町長（田浦孝道君）　３番村上議員の御質問に私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

今のようなケースは、どういう形で貸し借りするのかにもよるでしょうし、今回のケースにつきましては町としてそういうものを担保して貸し与えたということでもございませんので、今担当課長からも申し上げましたように、これらに付随するものについては全て建て主が行うということを考えております。いろんなケースがございますのでそういうケースを、一つひとつをですね町が全て行うということを前提にこういう貸与等については考えを持っておりませんので、今担当課長から申し上げたことに尽きるなというふうに認識しているところであります。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　そういう土地で地盤が悪くなるということで申請の段階で分からなかったのが、そういう状態が分かったわけですので、それに対しては建て主がそういうものを見込んでという事じゃなくて、借地料として貸与して町の土地でございますので、貸与して借地料もいただく訳でございますから、その基礎がやはり町の土地がそういう予想し得なかった、申請の段階で分からなかった部分が調査した結果、そういうことが分かったということ。今建てる前にそういうことが分かったっていう事であれば、やっぱり今この道から採択されました４２０万については道から来るお金でございますので、町として出すわけでございませんので、その地盤のことにかかる費用については私は町でいくらかは面倒を見てあげてもいいんじゃないかと思うんですけれども。ちょっと。

○議長（西村昭教君）　副町長答弁。

○副町長（田浦孝道君）　再度私の方からお答えさせていただきたいと思うんですけれども、分かった段階で行政的に、議員の発言を聞いていますと経営、以後のことも含めて配慮されるかどうかについては、どういうふうに決めるかは一つかと思いますけれども。今土地の貸し借り。仮にですね、仮のことを言えばきりはございませんけれども、仮に譲渡物件でそういういろいろな土地に問題があるということで、町が一定程度いかなる事態でもある程度の責任があるんじゃないかというケースと類似して考えた時に取り決めの仕方だと思いますので。

繰り返しになりますけれども、「お借りしたい。」「お貸ししましょう。」という中でその土地にいろんな事が付随したものが出てきた時に全て町が責任を持って対処するという取り決めをした時は、当然その内容にふさわしいような対応をしなければならないと思いますが、こういうケースは一般的にあるわけでございますので、私どもは町としてこういう結果において全て配慮するという前提に立っていないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　他に御質問ございませんか。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　今後の確認申請から入札までの経過はどうなるのかという点。

それと、従来でしたらケアハウス等の譲渡等においては、一定の運営における安定的な、まあ町の都合があったということで、３年間限度に運営費の経費を充当するだとかという取り決めもなされております。それが一概にここに当たるかという事になると、いろいろと論議を呼ぶ範囲になるのかなと思いますが、今後一定部分支援するということであれば、そういった部分の支援策等もですね考慮に入れた対応というのは今回の取り決めの中では実施されなかったのかどうなのかですね、そこら辺はちょっとよく分かりませんので、お伺いしたいというふうに思います。

また、同時に今同僚の議員も言いましたが、やはり支柱杭が必要になってきているということであれば、そういった部分の一定程度の支援策というのも取り決め、若しくは今実際こういうことが起こり得るということが明らかになったわけですから、そういった部分の支援策というものは当然あってしかるべきなのかなというふうに思いますが、こういった取り決めは、今話聞いておりましたらなされていなかったのかなという話でありますが、やはり側面からの支援ということも含めれば当然あっていいような補助だと思います。この点町長はどの様な見解なのかということでいえば、おっしゃった見解なんだと思うんですが、この補助事業の支援等については町長は「上記の補助に関わる財産等の貸与その他必要が認める場合においては当然審議もやぶさかではない」というような話もここに規定されております。そういったことも含めて十分もう少し煮詰める必要があるのではないかなと思いますので、この点もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　保健福祉課長答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君）　４番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。３点の御質問と理解していますけれども。

まず、今後のスケジュール等の御質問ですけれども、現在社会福祉協議会の方で施設の建設に向けた確認申請等の手続きがされているということでお聞きをしています。それの確定がなされましたら設計等が完成になると思いますので、その時点で入札等の手続きに入られるということで、今現在お聞きしている中では５月の下旬から６月の上旬が入札の執行できるような事で準備を進めたいということで、社会福祉協議会の方からお聞きしているところでございます。

それから、ケアハウス等の民間に譲渡、民間に経営を移行した時等においてはですね、その後の運営についても町で一定程度支援したという経過がございますけれども、これはあくまでも町の方で民間に移譲することを前提に物事を進めてきたものでございまして、現在、今年度予定しております小規模多機能等の施設につきましては、町が福祉や高齢者の施設等を整備していくにあたって、本町の計画等に記されているそれぞれのサービス事業を展開していくうえにおいて、町が直接整備運営するよりは民間のノウハウを活用していくことの方がより効率的で効果的だろうということで、そういう事業者を町の方でぜひ設置をしていただきたいという姿勢に立って整備を進めていこうという考えが基本にありますので、そういう形で整備をしていただける事業者に対して町がどの様な支援ができるのかという事を基本的な考え方に持っておりまして、それらの中で、町有地であれば土地の使用のあり方。それから建物の整備やその後の初期投資につきましては国の制度が活用できるものについては積極的に町もそれらの制度の、制度活用に支援をすると。制度の活用できないものにつきましては一定程度町も財政的な支援も必要だということで、そういう考えに基づいて対応してございますので、今回の小規模多機能につきましては国の支援策が十分果たされる仕組みになってございますので、それらを活用するために町も補助事業としてそれらを対応するということで取り決めをさせていただいているということであります。

杭等の支援につきましても先ほど村上議員にもお答えしましたように、町有地であろうと民間の土地であろうと整備事業者、整備される主体がですね、建設をする中で行われるものということで、それらにつきましては現時点で町が新たに経費が増高することが想定されるなという部分に対する支援につきましては、先ほど副町長からも答弁をさせていただいておりますような考え方が基本にあるということで御理解を頂きたいと思います。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　確かにそう言うんだろうと思っていますが、やはり町としても介護福祉計画に基づいて当然事業者が積極的にこの町で介護福祉政策を展開したいということで、合意の、そういう形になったんだろうとは思いますが、一方で予算を見ましたらおそらく建物の建築費用或いは若干の助成費用も出ておりますけれども、そういった経費に多くは回るのかなというふうに思います。行政側の理由からいえば当然そこの費用の中で賄われているからそれは当然事業者の責任として賄うべきだという理屈だというふうに思いますが、やはり運営にあたっては相当の経費等も当然かかるわけですから、一定部分側面の支援という点からもですね、支柱杭等のやはり必要であればですね、当然行政も支援するという、やっぱり立ち上げも必要だというふうに考えておりますので、この点もう一度。何回聞いても同じ答弁帰って来るんだと思いますが、やっぱりその位の施策の展開というものも必要かなというふうに私は思いますので、答弁お願いします。

○議長（西村昭教君）　副町長答弁。

○副町長（田浦孝道君）　４番米沢議員の御質問に私の方からもお答えをさせていただきたいと思います。原則的にはですね、今担当課長からも申し上げましたように、ここ直近のいろんなケースを踏まえて、今後の町の対応についてある程度基準を持ち合わせているということでございまして、その内容について今披歴をさせていただきました。いろんなケースが考えられますので、今後の事までここで明確に申し上げることはできませんが、今現時点ではそういう建設に関わっていろんなケースが考えられるわけでございますが、そういうことを想定していろいろと使い勝手のいいような基準を持ち合わせる考えは今のところございません。

先の議員からも御発言ございましたが、経営の考え方についても一応原則的には事業者としてそういう設備投資をする。そういう収益事業を経営の軌道に乗せて安定的にその社会の役割を果たしていくということでございますので、そこの経営に一つひとつ町がじゃあしたら「黒字の時はどうするんだ」「赤字の時には補てんせ」ということについてはですね、これはもうそういう事を一つひとつケースとして捉えて基準を持ち合わせてございません。この先も今の段階ではですね、赤字を全部補てんするという考え方は持ち合わせていないということを一つ申し上げておきたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　全て赤字を補てんすれなんて誰も言っていないわけでね。一定の支援策を要するんでないかという話と、やはり杭を必要であれば。例えば固定資産部分だとか、今後起こり得るであろうこういう設備に対して、言ったらもう少し深い基準も必要だというふうに私は判断するものですから、そういうものも含めてですね、もう少し詰めたほうが私自身としてはいいような気がしますので、この点検討を進める必要があると思いますのでお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　副町長答弁。

○副町長（田浦孝道君）　繰り返し申し上げることになりますけど、今のところそういういろんなケースを捉えてですね、微々細々に渡る制度を持ち合わせる考え方はございません。今後いろんな時代要求に応じてどういう施設を町が誘致したらいいのかについては、将来のことはここで言い切ることはできませんので、今後時代要求に沿って考えなきゃならん要素も出てくるかと思いますが、今現在、今持ち合わせているものを一つの柱として対応してまいりたいというふうに考えてございますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　他に御質問ございませんか。

７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　第１点はですね、３月２７日に厚生文教常任委員会があって、その中の資料ということで今後のスケジュールの予定ということで、４月１日町有地の賃貸契約を結ぶということになっております。したがってその内容についてですね一つお伺いしたいんですけれども、面積の関係は１，０００平米ということでございますけれども、総務産建の資料を見ますと、カラー印刷のやつ。泉町２丁目７０１番の６は２，００７．０２平米というような表示をされております。したがっておそらく１，０００平米というのは凹凸した物置等の建物の関係の所までなのかという気がしますけれども、その点どこまでかということでお聞きをしたいと思います。

それから社会福祉協議会の評議員会総会の中でもですね、賃貸契約の土地の貸し付けの関係なんです。したがって賃貸契約の中ではどういう形になって契約を結ばれているかという事でお聞きをしたいと思います。

３点目は赤字補てんというようなことで一応社会福祉協議会も約款を変更してですね、いうなれば収益事業ということで新たに入れた形で私も評議員会の中に出席をいたしました。したがってその時にですね「町の方からは赤字の分は補てんをしないということで言われているので、それを心にして今後運営をしていきたい。」というような話がありました。したがって現在建設費の中で今杭の関係というものも出てきます。別

な形で予算の支出が出てくるということになるとですね、何らかの方法でということは例えば町有地の貸付賃貸を何年間はなんぼ程度、そしてその後段階的に上げていくというようないろんな方法の手立てもあるのかなあとこう感じもしますけども。その点の運用等ができないのかどうかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　総務課長答弁。

○総務課長（田中利幸君）　７番中村議員の何点かの御質問にお答えを申し上げます。

土地の賃貸契約の関係でありますが、当初３月２７日の厚生文教の資料のスケジュールの中には４月１日というふうに掲載されていたかと思いますが、今現在の考え方ですが、今日上程しました３１万５千円の地籍確定測量を待って面積を確定する作業を一方で進めたいと思ってございます。今の１地番の面積は２，００７平米程度ありますから、社協からは１，０００平米程度というふうに要望上がっていますので、これらを分筆測量して地籍をまず確定すると。それと契約日ですが、社会福祉協議会が発注をする契約日。工事を発注する日を契約日と、いわゆる独占的に使用する日というふうに捉えていまして、先ほどありましたように５月末から６月上旬。地籍がその時に確定をしていなかった場合は、まず１，０００平米として契約を結んだ後、地籍が確定した時にそれらの契約変更を行うような考え方でおります。

あと、どういう契約をという御質問ですが、緑町のあさひ郷の障がい者施設の時にやっておりますが、まず５年間の賃貸契約を結ぶ予定としています。また、やむをえない場合には延長ができるという条項。更には５年以内で相手方が買う場合には、５年以内に契約を解除する条項、それらが盛り込まれております。基本的には永久工作物が建ちますので、買ってもらうことを前提においた契約内容ということであります。

またあと最後の御質問にありますように、町としての支援策についてはいわゆる土地を定価の賃貸料でなくて２分の１のいわゆる公共性や福祉の用に供するという観点から２分の１を減額する措置を町として支援策として実施をするということで考えております。以上であります。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　そうすると地籍の測量をして確立しないと契約はできないという形で、４月１日というスケジュールで我々の方に来たのは、これは５月の下旬から６月の上旬になるかもしれないと。いうなれば工事着工直前に契約をするということで理解をしていいのかということと、それが一つ。

もう一つは路線価格等もあると思いますけれども、あさひ郷と比較すると非常に高いんですね。それで現実に私も評議員会の中で行って皆さんの話を聞くとですね、やはりあさひ郷と比較をすると確かにあの地価自体がある面で違う路線価格ということで違うことは分かりますけれども、実際にあさひ郷のあれからすると３分の１ぐらいの値段であさひ郷さんがやっているということで、実際には４６万７，４２４円の内の、いうなれば今総務課長の言う２分の１ということで、２３万３，７１２円ということなんですけれども、現実に今その賃貸契約を結ぼうという金額についてはそういう形の金額なのかどうか確認したいと思います。

○議長（西村昭教君）　総務課長答弁。

○総務課長（田中利幸君）　７番中村議員の御質問にお答えを申し上げます。まず１点目の賃貸契約の発効の日でありますが、これについてはあさひ郷のケースで議論をしておりましたが、例えばボーリング調査、地質のボーリング調査に入った時がいわゆる独占する日なのか、いわゆる話がまとまった時をもって賃貸の契約日にするのか、先ほど言いましたように工事に着手する時が独占的な使用をする開始日なのか、３点ほど考えられますが、いわゆる調査ではなくて工事に、工事屋さんが入ってくるというその日をもって独占的使用が開始されるというふうに理解されることがいいのではないかということで内部で協議をいたしまして、あさひ郷のケースにおいても入札日を賃貸の契約日というふうにしたところであります。従いまして３月時点での厚生文教の資料には一応予定と、いわゆる４月１日からというような記載がありますが、その後の議論の結果そういうような契約日というふうに決定したいということであります。

２点目の地価評価額の関係ですが、それぞれ路線価という評価額を持っておりましてそれに基づいて一定のルールで賃貸料を決める規則になっております。参考までにここの泉町２丁目の当該地については評価額が１平方メートル当たり８，２７３円であります。一方緑町のあさひ郷の障がい者施設の土地については１平方メートル当たり５，０４０円。このような評価になっておりますことから、面積当たりで言いますと若干の差があるということであります。以上です。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。他に御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませ

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第４　議案第２号　財産譲与の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただ今上程いただきました議案第２号財産譲与の件につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。当該対象施設であります泉町２丁目旧教員住宅につきましては、平成２３年７月まで教職員が入居し教員住宅として活用していたところでありますが、同施設は築３９年が経過し老朽化に伴ってその後は空き住宅となっておりましたが、平成２４年７月に教育財産から普通財産として所管替えをしながら現在管理をしている物件であります。

今般小規模多機能型居宅介護事業所の建設を計画している社会福祉協議会から無償譲渡の要望があり協議を進めて参りましたが、町といたしましても同計画は第５期介護保険事業計画に位置付けられており高齢者福祉の観点、また公共性の観点においても寄与するものとの考えから小規模多機能型居宅介護事業所と一体的に活用することを条件として関連用地を除き本施設を無償譲渡しようとするものでありまして、地方自治法第９６条の規定に基づき議決をお願いするものであります。以下議案を朗読し説明といたします。

議案第２号　財産譲与の件。

小規模多機能型居宅介護事業所の用に供するため、町有財産を次のとおり譲与する。

１、譲与の相手方、上富良野町大町２丁目８番４号、社会福祉法人、上富良野町社会福祉協議会、会長、堀内慎一郎。

２、財産の種類及び数量。

（１）建物本体、構造、木造、平屋建、面積、１２３．１２平方メートル。

（２）付属建物（物置）、構造、木造、平屋建、面積、１３．２４平方メートル。

３、財産の所在、上富良野町泉町２丁目４番１２号。

４、譲与条件。

譲与財産は、上富良野町社会福祉協議会が同敷地に建設する小規模多機能型居宅介護事業所のために使用しなければならない。譲与した物件を上記の用途に使用しなくなったとしても、他の目的で使用することはできない。

以上議案第２号財産譲与の件の説明といたします。御審議いただきお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。

７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　この中で２の（１）の建物本体。木造平屋建て１棟２戸があるということですけれども、これの使用目的は何なのか確認したいと思います。

○議長（西村昭教君）　総務課長答弁。

○総務課長（田中利幸君）　７番中村議員の御質問にお答えを申し上げます。今般の譲与施設につきましては社会福祉協議会においては小規模多機能の物置に使用したいということで協議を進めてございます。以上です。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　そうすると（２）の付属建物物置と合わせて（１）の建物本体も物置もしくは物品庫というような形で使いたいという申出なんですか。確認したい。

○議長（西村昭教君）　総務課長答弁。

○総務課長（田中利幸君）　７番中村議員の御質問ですが、ご発言のとおりであります。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第５　議案第３号　財産取得の件(戸籍総合システム)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君）　ただ今上程いただきました議案第３号財産取得の件につきまして提案の要旨

を御説明申し上げます。

現行の戸籍総合システムは平成２０年１０月から稼働しておりますが本年９月には５年が経過し機器の保守も終了することから、予期せぬシステム障害や法改正によるバージョンアップの対応にも困難な状況になるため、戸籍総合システムの整備をいたしまして戸籍関連業務に万全を期そうとするものであります。

また東日本大震災を受け戸籍法施行規則が改正され、戸籍副本データの管理方法が見直されたことに伴い、戸籍副本データシステム対応連携の整備をするものであります。更に除籍・改正原戸籍にかかる生年月日検索機能を追加し文字の判別がつかない除籍・改正原戸籍の検索の整備をするもので、住民サービス及び事務効率の向上を図るものであります。

本件の取得いたします戸籍総合システムは、上富良野町への譲渡を前提として４月１９日に北海道市町村備荒資金組合と富士ゼロックスシステムサービス株式会社とにおいて１，７９０万２，５００円の売買契約に関する仮契約の締結がなされております。この財産につきまして北海道市町村備荒資金組合から上富良野町へ譲渡を受けるため財産取得の議決を求めるものであります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては取得価格に年０．１％の利息を付けまして本年度から平成２９年度までの５年間で支払いをするものであります。また、本年３月の第１回町議会定例会におきまして債務負担行為の議決を頂いているところでございます。

以下議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第３号、財産取得の件。

戸籍総合システムを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、取得の目的、戸籍情報システム。

２、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合からの譲渡。

３、取得金額１，７９０万２，５００円。

４、取得の相手方、札幌市中央区北４条西６丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長、寺島光一郎。

５、納期、平成２５年9月３０日。

以上で案第３号財産取得の件の説明とさせていただきます。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君）　以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成２５年第３回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前　9時４６分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平 成 ２ ５ 年　５ 月 １ 日

上富良野町議会議長　　西　村　昭　教

署　名　議　員　　小　野　　忠

署　名　議　員　　村　上　和　子